



平成 28 年 3 月 4 日

各 位

会 社 名 SBSホールディングス株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 鎌 田 正 彦  
 (コード番号: 2 3 8 4 東証第二部)  
 問 い 合 せ 先 IR・広報部長 福 岡 正 洋  
 (電話番号: 03-3829-2222 (代表))

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部を変更することを決議し、あわせて平成 28 年 3 月 25 日開催予定の当社第 30 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条第 2 項および第 41 条第 2 項の一部を変更するものであります。また、空席になっている現状に鑑み、相談役を廃止するほか、規定の明確化を図るとともに一部字句の修正、用法の統一等を行うため、所要の変更を行うものです。

なお、現行定款第 30 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)            第2条 当社は、次の事業およびこれに関連する事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに関連する事業を営む会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することおよびこれに関連する業務を行うことを目的とする。</p> <p>(1)～(12) (省略)</p> <p>(13)廃棄物処理業・再生業</p> <p>(14)不動産の売買・仲介・賃貸借・開発、保守・管理に関する事業</p> <p>(15)損害保険代理業および生命保険募集業</p> <p>(16) (省略)</p> <p>(17)マーケティングリサーチならびに経営情報の調査・収集および提供</p>	<p>(目的)            第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(12) (現行どおり)</p> <p>(13)廃棄物処理業、再生業</p> <p>(14)不動産の売買・賃貸借・開発、保守・管理、仲介に関する事業</p> <p>(15)損害保険代理業、生命保険募集業</p> <p>(16) (現行どおり)</p> <p>(17)マーケティングリサーチ、経営情報の調査・収集、提供</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(18)ベンチャー企業への投融資・保証<u>および</u>経営の指導</p> <p>(19)～(20) (省略)</p> <p>(21)通信販売業、電子商取引事業<u>および</u>決済処理代行事業</p> <p>(22)貸金業、クレジットカード取扱事業<u>および</u>集金代行業務</p> <p>(23)次の物品の製造、加工、輸出入、販売<u>および</u>修理業</p> <p>① 各種燃料(石油・高圧ガス・液化ガス等)<u>および</u>それらの製品</p> <p>② 薬品類(医薬品・医薬部外品・化粧品、毒物・劇物・化学薬品等)</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>⑥ 金属、樹脂、木材、ゴム、皮革、紙または繊維による各種物品</p> <p>⑦ コンピュータ<u>および</u>その周辺機器<u>ならびに</u>消耗資材</p> <p>(24)建築工事の設計・監理<u>および</u>請負業、仲介・斡旋業</p> <p>(25)出版業<u>および</u>印刷業、映像・音響・データ等の記録媒体の制作・編集・販売業</p> <p>(26)各種イベントの企画・運営・実施<u>および</u>チケット販売事業</p> <p>(27)知的財産権の取得、管理、販売<u>および</u>賃貸業</p> <p>(28)給与計算代行業<u>および</u>採用事務代行業</p> <p>(29)介護福祉サービス事業<u>ならびに</u>居宅サービス事業<u>および</u>居宅介護支援事業</p> <p>(30)駐車場・飲食店等の施設の経営、旅行業、ペット美容業、冠婚葬祭事業、清掃・害虫駆除事業、警備業、運転代行業<u>および</u>旅客運送事業</p> <p>(31)再生可能エネルギー等による発電事業<u>および</u>電気の供給、販売等に関する事業</p> <p>(32)前各号に関する調査、企画、開発、教育<u>および</u>コンサルティング事業</p> <p>(33) (省略)</p>	<p>(18)ベンチャー企業への投融資、保証、経営の指導</p> <p>(19)～(20) (現行どおり)</p> <p>(21)通信販売業、電子商取引事業、決済処理代行事業</p> <p>(22)貸金業、クレジットカード取扱事業、集金代行業務</p> <p>(23)次の物品の製造、加工、輸出入、販売、修理業</p> <p>① 各種燃料(石油、高圧ガス、液化ガス等)、それらの製品</p> <p>② 薬品類(医薬品、医薬部外品、化粧品、毒物、劇物、化学薬品等)</p> <p>③～⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ 金属・樹脂・木材・ゴム・皮革・紙または繊維による各種物品</p> <p>⑦ コンピュータ、その周辺機器、消耗資材</p> <p>(24)建築工事の設計・監理、請負業、仲介・斡旋業</p> <p>(25)出版業、印刷業、映像・音響・データ等の記録媒体の制作・編集・販売業</p> <p>(26)各種イベントの企画、運営、実施、チケット販売事業</p> <p>(27)知的財産権の取得、管理、販売、賃貸業</p> <p>(28)給与計算代行業、採用事務代行業</p> <p>(29)介護福祉サービス事業、居宅サービス事業、居宅介護支援事業</p> <p>(30)駐車場・飲食店等の施設の経営、旅行業、ペット美容業、冠婚葬祭事業、清掃・害虫駆除事業、警備業、運転代行業、旅客運送事業</p> <p>(31)再生可能エネルギー等による発電事業、電気の供給・販売等に関する事業</p> <p>(32)前各号に関する調査、企画、開発、教育、コンサルティング事業</p> <p>(33) (現行どおり)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において<u>株主の権利</u>を行使できる株主とする。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において<u>その権利</u>を行使<u>することができる</u>株主とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 (省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 (省略)</p> <p>3 取締役会はその決議により取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役</u>、<u>相談役</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。<u>但し</u>、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役責任免除)</p> <p>第41条 (省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会はその決議により取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。<u>ただし</u>、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日： 平成 28 年 3 月 25 日 (金)

定款変更の効力発生予定日： 平成 28 年 3 月 25 日 (金)

以 上